

新型コロナウイルスの感染拡大により住宅困窮となった

市営住宅の入居申込者に 一時的な入居住宅を提供します

新型コロナウイルスの感染拡大により雇止め等を受けて住宅困窮者となり、市営住宅の入居を申込み方に対して、市営住宅は申込みから入居までに最短でも2か月を要するため、入居までの一時的な住居を提供します。

○主な要件

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、雇止めや企業倒産等により住居の退去を余儀なくされた方で、市営住宅の通常入居の申込みをする方
- ・豊橋市内に住所または雇止め前の勤務先がある方
- ・所得要件等の通常入居の申込資格を満たし、連帯保証人を立てられる方
- ・申込者及び同居する親族が暴力団員でない方

○主な必要書類

- ・世帯全員の収入がわかる書類
- ・マイナンバーカード等の本人確認書類
- ・解雇通知
- ・退去通知
- ・賃貸住宅の契約書

○一時的な入居住宅

- ・提供住宅：柳原住宅（状態の良い未修繕の住戸）
- ・提供戸数：7戸（3DK：2戸、3K：5戸）※単身者は3Kのみ入居可
- ・使用期間：3か月以内（状況によって5か月まで延長可）
- ・家賃：3か月は免除。使用期間を延長した場合（4か月目以降）は収入状況により算出する通常家賃の前納が必要

○申込方法

日時：5月7日以降の平日8:30～17:15

場所：住宅課（市役所東館3階）

電話：0532-51-2600

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う住宅困窮者支援制度

対象者（どんな人）	制度名	制度の内容	申請先（窓口）
<p>○ネットカフェ難民・ホームレスなど住居がない方</p> <p>○離職により退寮となるなど住居を失った方</p>	<p>一時生活支援</p>	<p>緊急的に、宿泊場所の提供、食費等生活費を支給しつつ、就労支援や住居確保給付金の支給により、居宅生活への移行を図る</p> <p>【支給額】 ホテル宿泊費相当額、生活費1人1,200円/日</p> <p>【宿泊場所】 ・借上げアパート（八町通）2部屋 ・豊橋駅周辺の協力ホテル</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>家賃の支払いに困っている方</p>	<p>住居確保給付金</p>	<p>休業や失業等により収入が減り、住居を失うおそれがある方、または離職等により住居を失った方が新たに住居を借りた場合に家賃相当額を支援する （収入・資産要件あり）</p> <p>【支給期間】 原則3か月、最長9か月</p> <p>【支給上限額】 単身世帯 35,000円 2人世帯 42,000円 3人世帯 46,000円</p>	
<p>新規／市独自</p> <p>市営住宅の入居申込みをする方</p>	<p>一時的な入居</p>	<p>雇止め等により住宅困窮になった方に、市営住宅申込から入居までの一時的な住居を提供する</p> <p>【費用】 家賃について3か月は免除</p> <p>【使用期間】 原則3か月以内</p> <p>【入居場所】 市営柳原住宅（未修繕の住戸）7戸</p>	<p>住宅課</p>